

介護現場で気をつけたいプライバシー保護 なぜプライバシー保護について 考える必要があるのか



榎井 彩喜恵 先生

あなただったらどう思いますか？

あなただったらどう思いますか？

- 家族とは異なる人と集団で暮らしている
- 自宅で暮らしていた時とは異なる生活スタイル（スケジュール・ペース）で、施設のルールを踏まえた生活をしている

©2023 HESLEY, INC.

あなただったらどう思いますか？

[Q]
あなただったらどう思いますか？

- あなたが日々暮らしている部屋に、誰かが勝手に入ってきたら...あなたは
どう思いますか？
- あなたが両手を骨折して一人では日常生活を営むことができなくなった
としたら...あなたは周囲の人にどのように接してほしいと思いますか？
- 家族ではない人と自宅ではない場所で集団生活をするようになったとし
たら...あなたはそこでどのように暮らしていきたいですか？



©2023 HESLEY, INC.

介護が必要な状態になると・・・

介護が必要な状態になると

- 他者の手を借りる場面が増える
- 他者が自分の体に触れたり、他者が自分の居住空間（居室）に入ってくる
機会が増える。自分の意思だけでなく、他者の考えや指示によって行
われることもある

©2023 HESLEY, INC.

介護が必要な状態になると・・・

介護が必要な状態になると

- 支援の際には、身体に触れる必要がある
- 適切な支援をするためには、その人のことを多面的に知る必要がある（生活歴、病歴、心身の状況、家族構成、経済状況 など）
- 介護を必要とする人は、見られたくない部分、知られたくない部分をさらけ出さなければならない状況である。安心して生活していただくためには、介護現場の職員は、利用者やその家族に関する個人情報を安易にまた詳細に知り得る立場だということを十分理解し、「プライバシー保護」について考え、取り組むことが必要不可欠である

まとめ

- プライバシー保護について考えることは
 - 安心を提供することにつながる
 - 尊厳を守る介護につながる

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

プライバシーとは何か



桝井 彩喜恵 先生

プライバシーとは

プライバシーとは

「他者の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」

出典：新村出編「広辞苑第七版」岩波書店、2016年、2588頁

「個人の私生活や秘密は、断りなく干渉されないという権利。通信手段の発達、情報化の中で、私事がみだりに公開される危険が大きくなったことから、しだいに一つの基本的人権として確立されるようになった。」

出典：中央法規出版編集部編「七訂 介護福祉用語辞典」中央法規出版、2016年、206頁

「尊厳に結びつくものとして、自尊心や品格がある。自尊心や品格は、その人が属する社会や環境、また、育ち成長する過程のなかで築かれるもので、それを傷つけられることは、その人の尊厳を損なうことになる。利用者の意思が尊重されていない、主体になっていない、人格や品格が傷ついている、尊厳が損なわれている状態におくような介護は、場合によっては虐待に結びつくことも考えられ、絶対にあってはならないこと。」

尊厳とは

尊厳とは

「とうとうおごそかで、おかしがたいこと」

出典：新村出編『広辞苑第七版』岩波書店、2018年、1732頁

「人間が個人として尊重されること。介護分野では、介護保険制度の基本的理念として『尊厳の保持』が明確に示されており、特に『尊厳を支えるケア』の実践が求められている。」

出典：中央法規出版編集部編『七訂 介護福祉用語辞典』中央法規出版、2018年、289頁

「私事。公開したくない個人の私生活や秘密。個人の私生活や秘密を知られない権利。高齢者や障がい者の居室や排泄行為などもプライバシーにあたる。」

出典：大西健二・森田静美『福祉カタカナ辞典』創元社、2013年、130頁



基本的人権とは

基本的人権とは

11条 基本的人権の享有

13条 個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重

14条 法の下での平等

19条 思想及び良心の自由

24条 家族生活における個人の尊厳と両性の平等

25条 生存権、国の生存権保障義務



基本的人権とは

基本的人権とは

「人間が生まれながらに有している権利」

出典：新村出編『広辞苑第七版』岩波書店、2018年、1732頁

「人間として持っている当然の基本的な権利のこと。我が国では、憲法の下で基本的人権を尊重することが根本的な原理とされており、『公共の福祉』に反しない限り、法律によっても制限されるものではない。」

出典：中央法規出版編集部編『七訂 介護福祉用語辞典』中央法規出版、2018年、64頁



介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関する制度①



榎井 彩喜恵 先生

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報保護法について

制定・施行

- 平成15年（2003年）5月制定
- 平成17年（2005年）4月全面施行

個人情報とは

- 生存する個人の情報
 - ①特定の個人を識別できるもの
 - ②個人識別符号が含まれるもの（死者の個人情報は含まない）

個人情報取扱事業者の対象

- 個人情報を取り扱うすべての事業者
- 営利法人のみならず、社会福祉法人、NPOなどの非営利法人も適用

©2023 HESLEY, INC.

参考：いとう総研資格取得支援センター編「見て覚える！介護福祉士国試ナビ2024」中央法規出版,2023年,315頁



個人情報法（個人情報の保護に関する法律）

1.取得・利用 ▶ 勝手に使わない！

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



2.保管・管理 ▶ なくさない！漏らさない！

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。



3.提供 ▶ 勝手に人に渡さない！

- 第三者に提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



4.開示請求等への対応 ▶ お問合せに対応！

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。



©2023 HESLEY, INC.

出典：政府広報オンライン「『個人情報保護法』をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？ 個人情報や個人データを取り扱うときの基本ルールとは？」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/7.html> (2023年6月21日閲覧)

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報保護法について

利用目的の特定

- 利用の目的をできる限り特定しなければならない

第三者提供の制限

- 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない
- 「救急隊員に情報提供」「事故の際の安否情報」「児童虐待情報」などを除く

開示請求

- 遅延なく開示する必要がある
 - 本人が保有個人データの開示を求めたとき
 - 本人または第三者の生命、身体、財産などを害する恐れがある場合などは除く

©2023 HESLEY, INC.

参考：いとう総研資格取得支援センター編「見て覚える！介護福祉士国試ナビ2024」中央法規出版,2023年,315頁



個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月24日 平成18年4月21日改正 平成22年9月17日改正 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

平成29年4月14日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>

- 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

平成25年3月 平成28年2月一部改正 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000112849.pdf>

©2023 HESLEY, INC.

- 個人情報とは生存する個人の情報である
 - ①特定の個人を識別できるもの
 - ②個人識別符号が含まれるもの
- 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない
- 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

昭和六十二年法律第三十号 社会福祉士及び介護福祉士法

(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関する制度②



榎井 彩喜恵 先生

日本介護福祉士会倫理綱領について

前文

- 私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。
- そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

日本介護福祉士会倫理綱領 1995年11月17日宣言

①利用者本位、自立支援

介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

②専門的サービスの提供

③プライバシーの保護

介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

出典：公益社団法人 日本介護福祉士会 <https://www.jaccw.or.jp/about/rivri> 2023年8月21日閲覧

©2023 HEDLEY, INC.

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）

倫理基準について

日本介護福祉士会では、より具体的な倫理上の行動指針を示すため、会員が取るべき行動に係る倫理基準（行動規範）をお示ししています

利用者本位、自立支援

- 介護福祉士は、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切に、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう介護福祉サービスを提供します。
- 介護福祉士は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
- 介護福祉士は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
- 介護福祉士は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。

出典：公益社団法人 日本介護福祉士会 <https://www.jaccw.or.jp/about/rivri> 2023年8月21日閲覧

©2023 HEDLEY, INC.

日本介護福祉士会倫理綱領 1995年11月17日宣言

④総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

⑤利用者ニーズの代弁

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

⑥地域福祉の推進

⑦後継者の育成

出典：公益社団法人 日本介護福祉士会 <https://www.jaccw.or.jp/about/rivri> 2023年8月21日閲覧

©2023 HEDLEY, INC.

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）

専門的サービスの提供

プライバシーの保護

- 介護福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。
- 介護福祉士は、利用者の個人情報を収集または使用する場合、その都度利用者の同意を得ます。
- 介護福祉士は、利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その義務は生涯にわたって継続します。
- 介護福祉士は、記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。

出典：公益社団法人 日本介護福祉士会 <https://www.jaccw.or.jp/about/rivri> 2023年8月21日閲覧

©2023 HEDLEY, INC.

日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）

総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

介護福祉士は、他職種との円滑な連携を図るために、情報を共有します。

地域福祉の推進

後継者の育成

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関するリスク管理①



榎井 彩喜恵 先生

まとめ

- 社会福祉士及び介護福祉士法では
 - 「誠実義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密保持義務」などの義務が規定されている
- 介護福祉の専門職として、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めるよう、日本介護福祉士会倫理綱領が定められている
- より具体的な倫理上の行動指針を示すため、日本介護福祉士会では会員が取るべき行動に係る倫理基準（行動規範）を設けている

メールやFAXによる情報提供

メールやFAXによる情報提供

FAX FAX番号を間違えて送信してしまい、送信後に気づいた

メール 送信してはいけないメールアドレスにも送信してしまった

メール 「BCC」で設定しなければならないのに「TO」や「CC」で設定してしまい、メールアドレスを流出させてしまった

ホームページ記事、施設のパフレット



ホームページ記事 施設のパフレットに掲載される個人情報

ホームページ記事・
施設のパフレット

利用者や家族の同意がないまま、施設のホームページ記事やパンフレットに顔写真を掲載した

ホームページ記事・
施設のパフレット

名前が分かる書類が写り込んでいることに気づかず、施設のホームページやパンフレットに写真を掲載した

電車やバスなどの公共交通機関や外食時



電車やバスなどの公共交通機関や外食時

公共交通機関

電車やバスで移動中、利用者やその家族の話をしていませんか？

外食時

外食時、利用者やその家族の話をしていませんか？

施設内の掲示物



施設内の掲示物

施設内の掲示物

施設内の掲示物について、写真を掲示することへの同意が得られていない利用者の写真を掲示した

職員個人のSNS



職員個人のSNS

職員個人のSNS

利用者と一緒に撮った写真がとても素敵だったため、SNSにあげて公開した

- 情報の取り扱いには本人に説明の上、同意が得られた場合において活用することを徹底する
- 情報を安易に取り扱うことは信頼を損なうことにつながる

ICTによる情報活用の利点について

- 情報整理・チェックの簡易化
- 情報抽出の高速化
- 複数の関係者間でのデータ共有の簡易化
- メディアによるデータ表現方法の多様化
- 遠隔情報処理の実現



介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関するリスク管理②



榊井 彩喜恵 先生

ICTによる情報活用の欠点について

- 電源喪失などによる情報へのアクセス不能
- コンピューターの記憶媒体故障による情報消滅
- コンピューターウイルスやマルウェアなどによるデータ破壊や情報流出
- 情報メディアの紛失・盗難
- パスワード設定などの情報セキュリティ管理ミス





- ICTによる情報活用には利点と欠点がある
- 情報を適切に活用できるように管理や利用方法をルール化し徹底することが必要である
- 物品の故障など予測されるリスクについては、定期的にバックアップを行うなど予防的措置を講じることが重要である